

令和 5 年 3 月 31 日
一般社団法人漁業経営安定化推進協会

一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「漁安協」という。）では、経済産業省予算による ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金の申請を、以下の要領で受け付けます。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給する方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和 30 年政令第 255 号）、「ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金交付要綱」（令和 5 年 2 月 20 日付け 20230130 財資第 3 号）及び「ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金実施要領」（令和 5 年 2 月 20 日付け 20230130 財資第 5 号）（以下「補助金適正化法等」という。）に基づき実施します。その点について、よくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
 - ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、漁安協として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
 - ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大 36 ヶ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下の URL にて公表されています。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
 - ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
 - ⑤ 漁安協から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、原則として、補助金の交付対象とはなりません。
 - ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、又は補助事業の一部を第三者に委託し、若しくは第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。
- 掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

1. 事業の目的・概要

この補助金は、ALPS 処理水海洋放出の影響のある漁業者に対して、売上高向上又は基本コスト削減により持続可能な漁業継続を実現するために、当該漁業者が創意工夫を凝らして取り組む事業への支援を行うことにより、長期に亘る ALPS 処理水海洋放出の影響を乗り越え、漁業者の創意工夫によって、持続可能な漁業継続を実現することを目的とします。

2. 事業スキーム

経済産業省

↓ (補助) 定額 (基金造成)

漁安協

(申請) ↑ ↓ (補助) 補助率：定額 (10/10)、1/2、1/10以下

補助事業者

(注) 補助事業者採択にあたっての第三者委員会は漁安協で実施。

3. 補助事業者及び申請要件

(1) 補助事業者

「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」(平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知)第3に規定する地域水産業再生委員会、その他漁安協が必要と認める団体

(2) 申請要件

- ・ALPS処理水の海洋放出により影響を被っていることを示すこと(例：報道等)
- ・以下の①②のいずれかに該当すること
 - ① ALPS処理水海洋放出に係る基本方針決定又は実際の海洋放出により、当該時期以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月間の合計売上高(又は漁労所得)が、当該時期以前の同期3ヶ月の合計売上高(又は漁労所得)と比較して、3%以上減少していること
 - ② ALPS処理水海洋放出に係る基本方針決定又は実際の海洋放出により、当該時期以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月間の組合員数(又は漁協職員数)の平均が、当該時期以前の同期3ヶ月の平均と比較して、3%以上減少していること
- ※その他、上記の要件を満たさない場合でも、これに準ずるものとしてALPS処理水の影響により事業継続が厳しい状況におかれていると客観的に影響を説明できる場合は例外として上記要件を満たすものとして緩和することとします。
- ・持続可能な漁業を実現するため、基本コスト削減を目指し、計画期間後に基準年比(申請年度)でコスト効率(売上高/基本コスト)+1%以上を達成することを目指す計画であること
- ※基本コスト：漁業経営に要する基本経費(燃油・魚箱・飼料代等)

4. 事業区分及びその内容

<高付加価値化等支援事業>

概要	新たな魚種・漁場の開拓及び漁場保全等に係る必要経費への支援
補助対象経費	人件費、廃棄物処理費用、用船料、魚箱代、漁具等(漁網、漁労機器等)の導入費用、消耗品費 ※用船料及び魚箱代は試験操業中の必要経費に限る。
補助率	定額(人件費、廃棄物処理費用、用船料)、1/2以下、1/10以下(魚箱代)
補助金額	上限：3,000万円(海浜清掃及び試験操業に係る経費を除く) ※海浜清掃及び試験操業の補助金額は、50回までの取組に必要な経費を上限とする。
補助事業実施期間	2年以内

<省燃油活動等支援事業>

概要	省燃油活動等を通じた燃油コスト削減に向けた取組に対しての支援
補助対象経費	人件費、用船料、役務費(処分費等)、消耗品費、機械装置費(測定機器、観測機器等)
補助率	定額(人件費、用船料)、1/2以下

補助金額	上限：原則として、地域水産業再生委員会に属する漁業者を年間燃油使用量で区分（50KL以下：13円/L、1,000KL以下：9円/L、1,000KL超：3円/L）し、そのグループ毎の各単価に各年間使用量を乗じたものを合計した金額
補助事業実施期間	2年以内

<省資源・利用効率化等支援事業>

概要	省資源化・有効利用等を通じた魚箱等コストの削減に向けた取組に対する支援
補助対象経費	魚箱代 ※先進的な取組（海洋生分解性の魚箱利用等）と認められる場合は、人件費、機械装置費、消耗品費も対象とする。
補助率	1/10以下 ※先進的な取組と認められる場合は、定額（人件費）、1/2以下（魚箱代、機械装置費、消耗品費）とする。
補助金額	上限：魚箱使用量×魚箱単価×1/10 ※先進的な取組と認められる場合の経費については、2,500万円を上限とする。
補助事業実施期間	2年以内

<省エネ機器等導入支援事業>

概要	省エネ性能に優れた機器等の導入に要する費用への支援
補助対象経費	機械装置費（漁船用エンジン、漁業者団体の機器等） ※導入によって10%以上の省エネ効果を実現できる機器等を対象とする。ただし、漁船用エンジンについては、非化石燃料を使用するものも対象とする。 ※省エネ効果等の基準を満たすものとして、漁安協が別途定める補助対象機器として登録及び公表した指定機器を対象とする。 ※漁業者団体の機器等については、導入によって漁業者の負担軽減に資する等、事業目的に照らして適切と認められる場合において対象とする。
補助率	1/2以下
補助金額	上限：2,000万円（漁業者又は漁業者団体あたり）
補助事業実施期間	2年以内

<共通事務費>

概要	各事業実施にあたり必要とされる補助事業者の運営、会議の開催及び実施状況の確認等に要する経費
補助対象経費	人件費、通信費、印刷費、報告書作成費、消耗品費、会場費、謝金、旅費
補助率	定額

5. 補助金交付の要件

(1) 補助率・補助金額

「4. 事業区分及びその内容」の「補助率」及び「補助金額」に記載のとおりとします。最終的な実施内容、採択額については、第三者の有識者による審査等を踏まえ、調整した上で決定します。

(2) 補助要件

「3. 補助事業者及び申請要件」及び「4. 事業区分及びその内容」に記載のとおりとします。

※原則として、「省燃油活動等支援事業」及び「省資源・利用効率化等支援事業」の併用は、年

間燃油使用量の前年度実績が 50KL 以下の漁業者のみ可能とします。

(3) 支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合があります。

(4) 支払額の確定方法

事業終了後、当該補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。

このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(5) 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み 100 万円以上の取引に限ります。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料※を添付してください。

※本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

請負先又は委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み 100 万円以上の取引に限ります）も、同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要です）。

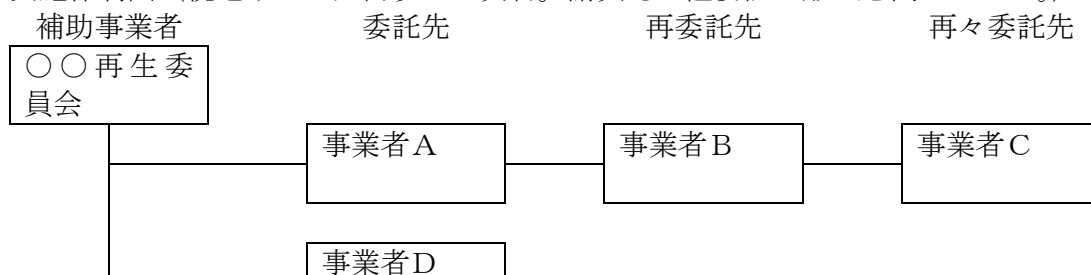
【実施体制資料の記載例】

実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み 100 万円以上の契約。請負その他委託の形式を問いません。）

事業者名	当再生委員会との関係	所在地	契約金額（税込み）	業務の範囲
事業者 A	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
事業者 B	再委託先（事業者 A の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
事業者 C	再々委託先（事業者 B からの委託先）	上記記載例参照	再々委託先は記入不要	上記記載例参照
事業者 D	委託先	上記記載例参照	※算用数字を使用し、円単位で表記	上記記載例参照

実施体制図（税込み 100 万円以上の契約。請負その他委託の形式を問いません。）



(6) その他

- ・本要領のほか、補助金適正化法等の規定を遵守していただくことになります。
- ・国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度（本補助金以外の補助金や委託費等）との併願・併用（本補助金に係る交付申請書の提出以後を含む。）は認められません。他の制度との併願・併用について疑問点がある場合には、事前に漁安協にご相談ください。

6. 申請手続き

(1) 受付期間

受付開始日：令和5年3月31日（金）

(2) 申請手続き

- ① 漁安協が指定するメールアドレスに、以下の書類の電子媒体（各PDF。様式1～3はMicrosoft Word 又は PowerPoint ファイルも添付）を送付してください。

- ・申請書（様式1）
- ・事業計画書（様式2）
- ・概要資料（様式3）

なお、メール送付にあたっては、以下の点にご注意願います。

ア. 一度に 10MB を超えない容量での送信を御願います。必要に応じて、送付資料が分かるように分割してお送りください。

イ. メールの件名を「【提出】ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金申請書」としてください。

ウ. メールの本文に、「所属組織名」「連絡先氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「E-mail アドレス」を明記してください。

- ② 提出された申請書類等の情報は本事業の採択に関する審査及び本事業の効果検証・運用見直しの検討等に活用致します。

なお、機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

また、国の予算の支出先、使途の透明化等のため、補助金の交付決定等に関する情報についてホームページ等に掲載するとともに、採択された事業の内容について、国が開催する会議等で紹介させていただくことがあります。

- ③ 申請書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、事業計画書の作成費用は支給されません。

- ④ 事業計画書に記載する内容は、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

- ⑤ 電子メールアドレスを特定するために、申請を実施する者の所属、役職、氏名、電子メールアドレス、電話番号等の情報（以下「申請者情報」という。）を、電話、Web 会議又は口頭等により確認させていただくことがあります。

(3) 申請書類の提出先

原則として電子メールにより以下に提出してください。

alps@gyoankyo.or.jp

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、漁安協による書面審査のほか、第三者の有識者による審査（非公開）を行い決定します。なお、必要に応じて申請に関するヒアリングを行う場合があります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 事業の目的及び内容と親和性があること
- ② 補助要件（「3. 補助事業者及び申請要件」及び「4. 事業区分及びその内容」に記載の内容等）が満たされていること
- ③ 事業実施者として、組織・人員、財政基盤において適格性を有すること
- ④ 事業実施の確実性を有すること
- ⑤ 事業の効果・効率性が高いこと
- ⑥ 補助対象経費の内容及び額が適正であること

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、本事業のホームページ<掲載アドレス:<http://www.gyoankyو.or.jp/>>で公表するとともに、当該申請者に対しその旨を電子メールで通知します。予算の上限等により、採択額は申請額と異なる場合もあります。

8. 交付決定について

採択された申請者が漁安協に補助金交付申請書を提出し、それに対して漁安協が交付決定通知書を申請者に送付（標準処理期間：30日）し、その後、事業開始となります。なお、（申請額から減額採択となった場合も含め）原則として事業計画書記載の実施内容を全て実施頂く必要がありますが、採択決定後から交付決定までの間に、漁安協との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などを変更できる場合があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、交付決定後、当該補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 補助対象経費の計上

(1) 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要で、本事業の対象として明確に区分できる経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、「4. 事業区分及びその内容」及び別紙に記載のとおりです。

(2) 補助対象経費として計上できない経費

- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものに關する経費（ただし、実情に応じて申請者による早期の取組の実施が事業目的の実現のために必要な場合については、申請者への交付決定前に着手された取組であっても、支援の対象と認められる場合があります。）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・ その他事業に関係ない経費

(3) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付規程に基づき、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

10. その他

- (1) 補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。
- (2) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者を選定してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (4) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、又は補助事業の一部を第三者に委託し、若しくは第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないため（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）、そのために必要な措置を講じてください。
掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- (5) 補助事業者は、漁安協が補助事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (6) 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、すみやかに実績報告書を漁安協に提出しなければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、漁安協の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (8) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により、補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。
- (9) 代表者（代表者、法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後であっても、採択や交付決定を取り消します。

11. 問合せ先

一般社団法人漁業経営安定化推進協会

担当：ALPS基金事業担当

所在地：東京都中央区新川1-28-44 新川K・Tビル

E-mail：alps@gyoankyo.or.jp

※電子メールでのお問合せの際は、件名（題名）を必ず「【問合せ】ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業」としてください。他の件名（題名）ではお問合せに回答できない場合があります。

【補助対象経費の区分】

補助対象経費	補助基準
人件費	定額（各区分に応じた単価により算定された額）
用船料	
漁具等の導入費用	実費×1/2
消耗品費	
役務費	
機械装置費	
魚箱代	実費×1/10 ※先進的な取組の場合は、実費×1/2
廃棄物処理費用	実費×10/10（定額）
共回事務費（人件費、通信費、印刷費、報告書作成費、消耗品費、会場費、謝金、旅費）	

人件費単価

1日	12,600円
1時間	1,575円

用船料単価

区分	1日	1時間
15トン未満	42,000円	5,250円
15トン以上30トン以下	54,000円	6,750円
31トン以上40トン以下	93,000円	11,625円
41トン以上55トン以下	111,000円	13,875円
56トン以上75トン以下	154,000円	19,250円
76トン以上	173,000円	21,625円